

河内町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	9,477	4,880,429	357,786	936,459	19.18	24.29

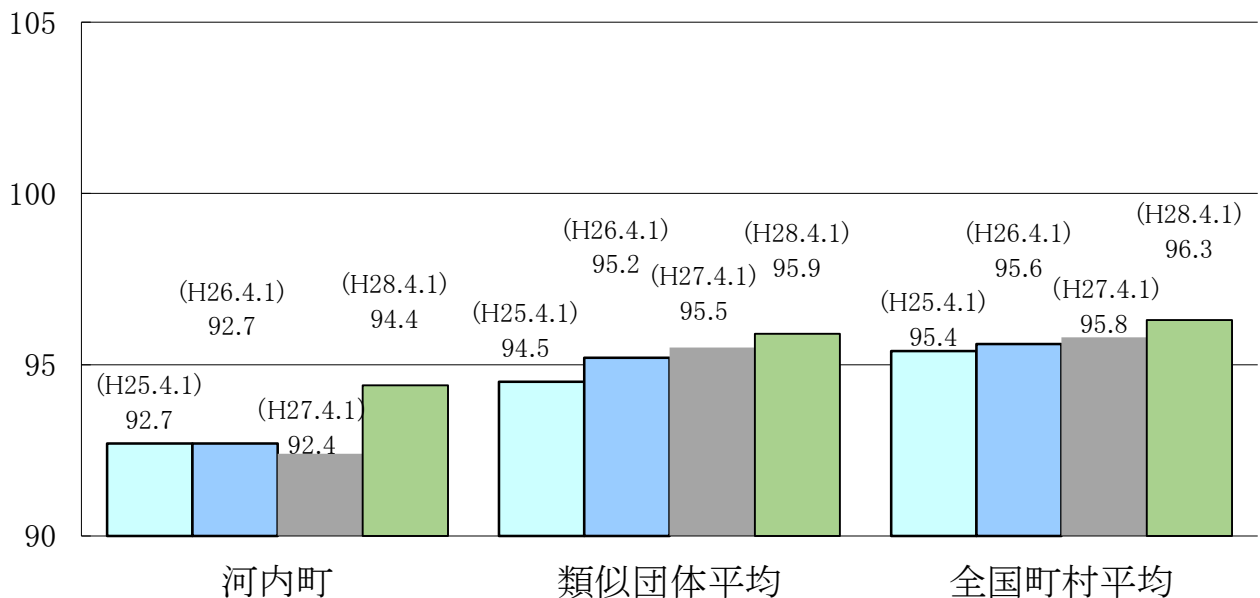
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与			計 B
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
	人	千円	千円	千円	千円
27年度	109	401,035	36,150	149,305	586,490

一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
千円	千円
5,380	5,591

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容）

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

河内町では支給していません。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
河内町	45.0 歳	323,600 円	347,975 円	339,962 円
茨城県	42.7 歳	334,377 円	416,020 円	374,794 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.8 歳	306,281 円	351,316 円	330,599 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
河内町	51.0 歳	7 人	284,800 円	292,429 円	288,014 円	—	—	—	—
うち用務員	48.8 歳	3 人	279,100 円	288,667 円	286,600 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.44
その他の技能労務職	52.7 歳	4 人	289,100 円	295,225 円	289,100 円	—	—	—	—
茨城県	53.6 歳	264 人	336,903 円	387,998 円	366,042 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	49.2 歳	5 人	270,982 円	292,247 円	281,193 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
河内町	—	—	—
うち用務員	4,615,704 円	2,732,900 円	1.68
その他の技能労務職	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成25年～27年の3カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (28年4月1日現在)

区 分		河 内 町	茨 城 県	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	180,100 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	146,800 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	137,900 円	144,400 円	—
	中学卒	126,400 円	136,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（28年4月1日現在）

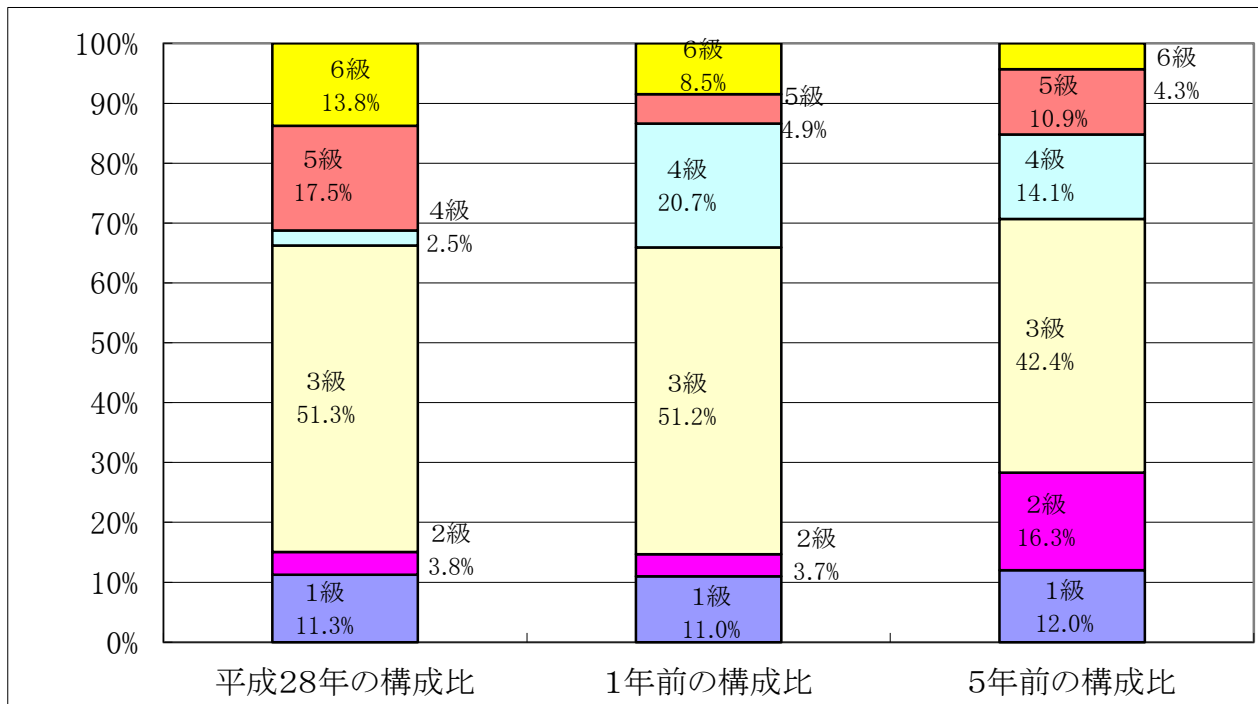
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	該当者なし	319,250 円	該当者なし	382,700 円
	高 校 卒	206,300 円	該当者なし	該当者なし	358,900 円
技能労務職	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	292,300 円
	中 学 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事又は主事補の職務	9 人	11.3 %	140,100円	246,100円
2 級	主幹の職務	3 人	3.8 %	190,200円	303,000円
3 級	係長、主査の職務	41 人	51.3 %	226,400円	348,800円
4 級	困難な業務を行う係長の職務 副参事の職務	2 人	2.5 %	259,900円	379,800円
5 級	課長補佐、事務局次長の職務	14 人	17.5 %	286,200円	391,800円
6 級	課長・室長・事務局長の職務	11 人	13.8 %	317,000円	409,000円

- (注) 1 河内町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	河内町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

河内町	茨城県	国
1人当たり平均支給額（27年度） 1,364 千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,754 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	河内町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

河内町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 15,116 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（28年4月1日現在）

河内町では支給していません。

(4) 特殊勤務手当 (28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (27年度)		0 %	
手当の種類 (手当数)		11 (現在の実際の支給は1)	
手当の名称	主な支給対象職員及び主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務職員の特殊勤務手当	町税の賦課及び徴収に関する事務を主たる職務とする職員	0千円	給料月額の100分の15
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員が、感染症が発生し、又は発生する恐れがある場合において、感染症の病原体の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき又は感染症の病原体を有する家畜若しくは感染症の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した場合	0千円	1日につき 500円
保健業務職員の特殊勤務手当	国民健康保険の保健施設地区活動の係る業務を行う職員	0千円	従事した1ヶ月につき2,000円
保育士の特殊勤務手当	町立保育所に勤務する保育士	0千円	1ヶ月2,000円
自動車運転業務及び船舶操縦業務に従事する職員の特殊勤務手当	自動車運転業務(専任)及び船舶操縦業務(専任)に従事したとき	0千円	従事した1ヶ月につき4,000円を超えない範囲
行旅死亡人及び水死人の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	行旅死亡人及び水死人等の死体処理に従事したとき	0千円	1回につき5,000円
犬、猫等の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	犬、猫等の死体処理に従事したとき	0千円	従事した1回につき1,000円
路上作業に従事する職員の特殊勤務手当	道路工事、水道工事、道路測量等路上にて作業する職員	0千円	従事した1日につき300円
ボイラー操作作業に従事する職員の特殊勤務手当	ボイラー操作作業に従事する職員	0千円	従事した1ヶ月 5,000円
給食婦の特殊勤務手当	給食業務に従事する給食婦	0千円	月1,500円
出納業務職員の特殊勤務手当	出納業務に従事する職員	0千円	月1,500円

※ 企業職を除く全職種

※ ただし、特例条例により平成18年1月より「行旅死亡人及び水死人の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当」を除く全てに対して支給していません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (27年度決算)	3,182 千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	122 千円
支給実績 (26年度決算)	7,980 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	319 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

(6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ■配偶者 13,000円 ■配偶者以外の扶養 一人につき 6,500円 (配偶者がいない場合 1人目11,000円) ※ 親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度までの子1人につき5,000円加算	同じ		9,700 千円	225,600 円
住居手当	■借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給 家賃の額に応じ27,000円限度に支給	同じ		1,821 千円	303,600 円
通勤手当	■電車、バスを利用する場合 6ヵ月定期の価格を基本として1ヶ月当たり55,000円まで支給 ■乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて2,000円～31,600円	同じ		3,753 千円	55,200 円
管理職手当	課長級の職員 40,000円 参事級の職員 20,000円	同じ		4,184 千円	380,400 円

5 特別職の報酬等の状況 (28年4月1日現在)

区分	給料	月額等	
		(参考) 類似団体における最高/最低額	
給料	町長	612,000円 (円)	830,000円 / 345,000円
	副町長	532,000円 (円)	650,000円 / 360,000円
報酬	議長	300,000円 (円)	365,000円 / 200,000円
	副議長	270,000円 (円)	316,000円 / 168,000円
	議員	260,000円 (円)	301,000円 / 155,000円
期末手当	町長 副町長	(27年度支給割合)	6月期 1.475月分 12月期 1.725月分 合計 3.20月分
	議長 副議長 議員	(27年度支給割合)	6月期 1.475月分 12月期 1.725月分 合計 3.20月分
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)
	副町長	給料月額×在職年数(9捨10入)×550/100	(支給時期)
	備考	給料月額×在職年数(9捨10入)×310/100	任期ごと 任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

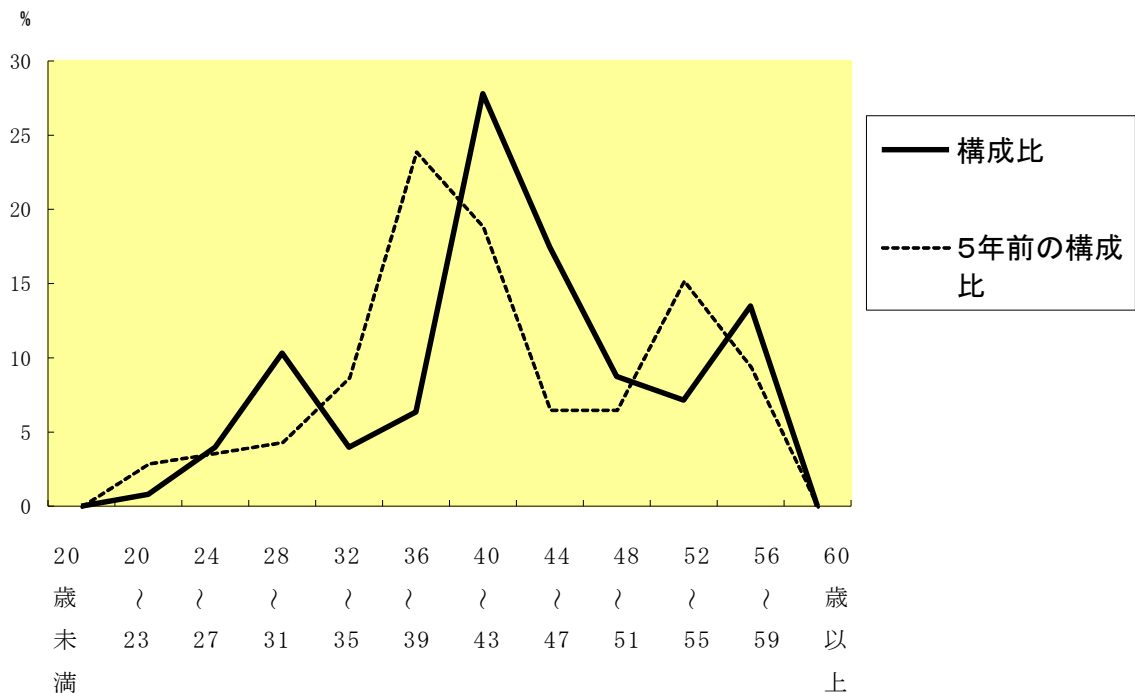
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成27年	平成28年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	事務分担の見直しによる戸籍窓口職員減
		総務	29	28	-1	
		税務	11	11	0	
		労働農林水産	6	6	0	
普通会計部門	一般行政部門	商工	2	2	0	園児減少による保育教諭減
		土木	5	5	0	
		民生	30	29	-1	
		衛生	8	8	0	
普通会計部門	計	93	91	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.02人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 103.27人)	
普通会計部門	教育部門	16	16	0	教育長が特別職になったため調査対象外	
普通会計部門	小計	109	107	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 112.90人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 124.36人)	
公営企業部門	水道	水道	4	4	0	後期高齢者医療広域連合への派遣職員減
		下水道	3	3	0	
		その他	13	12	-1	
公営企業部門	小計	20	19	-1		
合計	合計	129 [180]	126 [180]	-3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 132.95人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(28年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 \ 23歳	24歳 \ 27歳	28歳 \ 31歳	32歳 \ 35歳	36歳 \ 39歳	40歳 \ 43歳	44歳 \ 47歳	48歳 \ 51歳	52歳 \ 55歳	56歳 \ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 0	人 1	人 5	人 13	人 5	人 8	人 35	人 22	人 11	人 9	人 17	人 0	人 126

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	99	101	101	94	93	91	△8(△8.0%)
教育	20	19	18	17	16	16	△4(△20.0%)
普通会計計	119	120	119	111	109	107	△12(△10.0%)
公営企業等会計計	20	18	19	21	20	19	△1(△5.0%)
総合計	139	138	138	132	129	126	△13(△9.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
27年度	234,114	640	32,147	13.7	13.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)普通会計平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 4	千円 16,766	千円 1,038	千円 6,438	千円 24,242	千円 6,061	千円 5,380

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
河内町水道	47.8 歳	349,300 円	363,044円
河内町一般行政	45.0 歳	323,600 円	347,975円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

河内町水道	河内町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（27年度） 1,609 千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,364 千円
（27年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 （1.45）月分 （0.75）月分	（27年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 （1.45）月分 （0.75）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（28年4月1日現在）

河内町水道			河内町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額 21,125 千円			1人当たり平均支給額 15,116 千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（28年4月1日現在）

河内町では支給していません。

エ 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		0 %	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員及び主な支給対象業務	支給実績 （27年度決算）	左記職員に対する支給 単価
路上作業に従事する職員の特殊勤務手当	道路工事、水道工事、道路測量等路上にて作業する職員	千円 0	従事した1日につき 300円

※ ただし、特例条例により平成18年1月より「行旅死亡人及び水死人の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当」を除く全てに対して支給していません。

オ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	1 8 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	4 千円
支給実績（26年度決算）	4 5 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	1 1 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

カ その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ■配偶者 13,000円 ■配偶者以外の扶養 一人につき 6,500円 (配偶者がいない場合 1人目11,000円) ※ 親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度までの子1人につき5,000円加算	同		504 千円	126,000 円
住居手当	■借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給 家賃の額に応じ27,000円限度に支給	同		0 千円	0 円
通勤手当	■電車、バスを利用する場合 6ヵ月定期の価格を基本として1ヶ月当たり55,000円まで支給 ■乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて2,000円～31,600円	同		148 千円	37,000 円
管理職手当	課長級の職員 40,000円 参事級の職員 20,000円	同		378千円	378,000円